

令和7年度支給認定等の取り扱い変更について

令和7年4月より下記の事項について、取り扱いを変更いたします。

支給認定事由「求職活動」について

3歳以上児については、「求職活動」を理由に保育施設を利用する際は、認定回数に制限を設けていませんでしたが、入所の適正化を図ることを目的に、下記のとおり取り扱いを変更いたします。

・同年度において求職活動事由による認定は2回までとなります。

※求職活動事由での施設利用は最大で6ヶ月間

就労（外勤）事由の必要書類について

令和7年度4月入所申込より、就労（外勤）事由の必要書類を国が示す「標準的な様式」（以下、標準様式）に変更いたします。

ただし、既に旧様式（勤務（内定）証明書）でご用意いただいている場合は、再取得は不要です。次回以降の提出では、標準様式をお使いください。

就労（自営業、親族事業の専従者）の必要書類については、従来どおり「事業経営届＋事業実施確認書類（開設届・確定申告書等）」となります。

